

〔民集未登載 最高裁判事事件研究 八〕

宗教法人の所有する建物の明渡しを求める訴えが法律上の争訟に当たらないとされた事例（①事件、②事件）

- ①建物明渡請求事件（平成一四年二月二二日最高裁第二小法廷判決、判例時報一七九九号二二頁）
- ②建物明渡請求事件（平成一四年一月二九日最高裁第三小法廷判決、判例時報一七九九号二二頁）

〔事 実〕

①事件は、被上告人 X_1 か X_1 所有の建物を占有する上告人 Y_1 に対して、②事件は、被上告人 X_2 か X_2 所有の建物を占有する上告人 Y_2 に対して、それぞれ建物の所有権にもとづく明渡しを求めたものである。

①事件の上告人 Y_1 は昭和四一年四月に、②事件の上告人 Y_2 は昭和五四年七月に日蓮正宗の管長Aから日蓮正宗に包括される宗教法人である X_1 （事件①）、 X_2 （事件②）の住職としてそれぞれ任命され、寺院建物の占有を開始した。日蓮正宗においては、代表役員は管長の職にある者か、また管長は法主の職にある者が就任するとされており、法主は宗祖以来の唯授一人の血脈を相承する者とされていた。

その後日蓮正宗と創価学会は激しく対立するようになった。

その確執の中で Y_1 、 Y_2 は新管長Bが血脈相承を受けていないと考えるようにいたり、 X_1 、 X_2 と日蓮正宗との間の被包括関係を廃止しようと考えるようになった。 Y_1 、 Y_2 は、責任役員会で日蓮正宗との被包括関係の廃止にかかる宗教法人の規則変更についての決議が成立したとして、日蓮正宗に対してその旨の通知をするなどの宗派離脱手続きを行なった。この際 Y_1 は、代表役員である新管長Bの承認を受けずに責任役員三名を解任して新たに別の者を任命したうえで責任役員会を開いて上記決定を行なった。

日蓮正宗は Y_1 に対し、日蓮正宗の代表役員の承認なしになされた解任行為の違法無効を主張してこれを撤回させようとしたか、 Y_1 かこれに応じなかったため、 Y_1 に対して住職を罷免する旨の処分をした。 Y_1 の申請にもとづいて神奈川県知事

はX₁の規則の変更を認証したが、日蓮正宗などの審査請求により文部大臣は同認証を取り消す旨の判決をしたため、X₁と日蓮正宗との被包括関係は継続している。

他方Y₂も岩手県知事に対してX₂の変更認証申請をしたが、手続き上の理由で正式に受理されなかった。その後日蓮正宗が宗派離脱手続きの違法無効を主張して撤回および反省さんげの意思の表明を求めた。これに対してY₂は宗派離脱手続きは撤回したが、反省さんげの意思を表明しなかった。このためBはY₂に対して僧階剝奪処分である奪階処分を行なった。

これらにもとづいて、Y₁、Y₂は寺院建物などの占有権限を失ったとして、X₁がY₁に対し、X₂がY₂に対して所有権にもとづく寺院建物などの明渡しを請求したのが両事件である。

①事件、②事件の第一審は、以下のような理由でいずれも本件の訴えを却下した。すなわち、本件訴えは新管長Bが日蓮正宗の法主の地位にあるか否かの判断を不可欠の前提とするところ、これを判断するためには日蓮正宗における血脈相承の意義を明らかにしなければならず、日蓮正宗における教義ないし信仰の内容に立ち入らなければならないことになるから、本件訴えは裁判所法三条にいう「法律上の争訟」にあたらぬというべきである、と。

これに対して①事件、②事件の原審は、以下のような理由でいずれも本件訴えは「法律上の争訟」にあたるとして一審判決を取り消し、事件を一審に差し戻した。すなわち、①事

件の原審は、Y₁はX₁と日蓮正宗との被包括関係の廃止を求めているのであるから日蓮正宗の法主が誰であるかについての利害関係は認められないこと、本件訴訟の本質的争点は、Y₁が代表役員Bの承認を受けることなく責任役員を交代させたうえで行なったX₁の規則変更の効力の有無であり、その判断はBが血脈相承を受けたか否かという宗教上の問題とは関係なく行なうことができることをその理由として挙げた。また②事件の原審も、本件訴訟の本質的争点はY₂の行為が日蓮正宗の宗規などに反する懲戒事由に該当するかどうかであって、血脈相承を含めて宗教上の教義、信仰の内容ではないこと、特に本件のように宗派離脱手続きに及んだY₂はもはや当該宗派の教義に従うものではないから、その宗派の法主、管長の地位の宗教上の正当性を争うことについて利害関係を有しないことをその理由とした。

これに対してY₁、Y₂から上告および上告受理申立てがなされた。上告は、民訴法三二二条一項・二項所定の事由を主張するものではないとして棄却されたが、法律上の争訟についての解釈の誤り、および判例違反を主張する各上告受理申立ては受理され、これに対する判決がなされた。

〔判旨〕

①事件

「本件においては、日蓮正宗の管長として本件罷免処分をした新管長Bが正当な管長としての地位にあったかどうか

本件罷免処分効力の判断するための争点となっており、本件罷免処分の効力は、Xの請求の可否の判断の前提問題となっている。そして、日蓮正宗においては、前記のとおり、管長は法主の職にある者をもって充てるものとされているから、本件罷免処分の効力の有無を決するためには、新管長Bが日蓮正宗においていわゆる血脈相承を受けて法主の地位に就いたか否かの判断が必要であり、Bが血脈相承を受けたか否かを判断するためには、日蓮正宗の教義ないし信仰の内容に立ち入って血脈相承の意義を明らかにすることが避けられない。このように、請求の可否を決定するために判断することが必要な前提問題が、宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっており、その内容に立ち入ることなくしてはその問題の結論を下すことができないときは、その訴訟は、実質において法令の適用による終局的解決に適さないものとして、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらないとすべきである。」

ただしこの判決には原審の判断を結論において正当とする二名の裁判官の反対意見が付されている。まず、河合伸一裁判官の反対意見は、憲法が宗教団体に信教の自由を保障することから、裁判所が宗教団体の信仰の内容や教義の解釈について判断することは許されないとする点は多数意見と同様である。しかしそのことから訴え却下を導くのではなく、「ある宗教団体において、ある行為又は事実についての宗教

的判断が定立されている場合には、国の機関たる裁判所は、公序良俗に反するなど格別の事由がない限り、その判断を信教の自由に属するものとして尊重しなければならない」と、これを前提として法令を適用しなければならないとし、本件罷免処分時において日蓮正宗においてBが前法主Aから血脈相承を受けて法主に選定された者であるとの宗教的判断が定立されていたと認定できるならば、これを前提としてその余の点について審理を進め、本案判決をするべきであったとする。

また、亀山継夫裁判官の反対意見は、河合裁判官の反対意見に賛意を表したうえで、「Y₁は、Bら日蓮正宗執行部が創価学会との対立路線に転じたことに反発し、たまたまY₁がBの前法主から任命されていたためにBの法主たる地位を争っても自己の住職たる地位を否定することにはならないことを奇貨として、Bの法主たる地位を争っているに過ぎず、本件訴訟においてBが血脈相承を受けた法主であるか否かが当事者間の紛争の本質的争点をなすものとはいえないことが明らかである。」とする。そして本件記録の事実関係に照らせば、本件において当該僧侶Y₁が新管長Bの血脈相承の事実を否定する主張をすることによって訴えの却下を求めるのは「訴訟を回避するために便宜的に争点を作出したとも見られるものであって、信義則違反ないし権利の濫用として許されないものというべきである。」として、裁判所としては、Bの血脈相承の主張の判断に入らないで審理を進めれば足りたとして

原判決の結論を正当とする。

②事件

「このように、本件は、宗教団体とその外部の者との間における一般民事上の紛争などとは異なり、宗教団体内部における紛争において、訴訟の争点につき判断するために宗教上の教義及び信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができないものであるから、その訴訟は、実質において法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらないといふべきである。」

事件②の判決は全員一致による。

(評 釈)

判旨に反対する。

一 本判決の意義および問題点

裁判所が司法権の行使として審判できる対象は、「法律上の争訟」に限られる(裁判所法三条)が、宗教上の信仰、教義に関することがらを前提とする建物明渡請求が法律上の争訟にあたるかどうかをめぐっては、従来から見解が分かれている。この点に関して最判平成元年九月八日¹⁾は、後述するように法律上の争訟にあたらないとして訴えを却下した。本判決は、この従前の最高裁の基本的立場を再確認

したものと一応言うことができよう。ただし事件①判決について多数意見三名に対して二名の裁判官の反対意見が付けられていることから、最高裁の判断もこれにより完全に確立したとは必ずしも言いきれないと思われる。

本判決の主たる問題点は、宗教上の信仰、教義に関することがらを前提とする建物明渡請求の法律上の争訟性であるが、本件の具体的事情に鑑みるときは、その前提として Y 側の主張が濫用的なものがどうかを検討されなければならない。そこでまずこの点について検討し、その後法律上の争訟性について考察することとしたい。

二 Y 側の主張の濫用性について

本件建物明渡請求は、日蓮正宗宗規にもとづく住職罷免処分ないし僧籍剝奪処分を前提とする。これらの処分が有効であるためには、当該処分を行なった者が処分権限を有しており、かつ処分事由が存在することが必要である。判決の多数意見は、本件においてもこれらの両者の判断が必要不可欠であると認めたくえて、前者は宗教上の教義ないし信仰に深く関わるとして法律上の争訟性を否定する。しかし Y¹⁾の主張が紛争の本質的争点をなすものでなく、濫用的なものであるとすれば、その主張は退けられなければならない。本件の事実関係の詳細は必ずしも明らかでない

が、新管長BはAから血脈相承を受けた者として日蓮正宗の諸機関から承認され、公表されていること、就任から本件罷免処分までの間に一年以上の期間の経過があり、その間Y₁もBが法主であることを前提とする活動を続けていたにもかかわらず、明渡請求を受けたことをきつかけとしてこのような主張を行なっていることなどから、亀山裁判官が反対意見で主張されるようにY₁の主張は濫用的なものである可能性が高いと思われる。したがってY₁の主張は排斥される可能性が高く、裁判所はその点については判断を行なう必要はなかったのではないかと思われる。⁽²⁾

しかしながらY₁の主張が濫用的なものではないと認められる場合には、法律上の争訟性が正面から問題とされなければならぬ。そこで次に、この点について検討を加えることとする。

三 従来の主な判例の状況

宗教法人をめぐる民事紛争に関する裁判例は多く、多岐に分かれている。⁽³⁾「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的権利義務または法律関係に関する争いであること、および法令の適用によって終局的に解決できるものであることとされるのが一般である。そこでこの観点から判例を整理する。

まず、「訴訟物が当事者間の具体的権利義務または法律関係に属するものであること」との要件に関しては、宗教法人上の代表役員などの地位が具体的権利義務と認められること、これと反対に、寺院住職の地位などの純粋な宗教団体内部の地位は法律上の地位とみなされず、これを訴訟物とする訴えは不適法として却下されるべきであることは以前から承認されていた。⁽⁴⁾これに対して、寺院住職などの宗教団体内部の地位が宗教法人上の代表役員の地位などの具体的権利義務の前提とされている場合にも、宗教団体内部の地位を訴訟物とすることがやはり法律上の争訟として認められないかどうかについては、従来見解が分かれていた。最判昭和四四年七月一〇日（銀閣寺事件）⁽⁵⁾はこれを肯定したが、その後最判昭和五五年一月一日（種徳寺事件）⁽⁶⁾がこの問題を肯定し、これが判例として確立している。

次に、「法令の適用によって終局的に解決できるものであること」との要件に関しては、訴訟物自体は具体的権利義務または法律上の地位であるにもかかわらず、その前提となる問題が宗教団体内部の地位である場合に、これが法律上の争訟といえるかが問題とされた。前述した最判昭和五五年一月一日（種徳寺事件）は、住職の罷免に

もとづく寺院建物の明渡請求について、「他に具体的な権利または法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有する」として請求を認容した。また最判昭和五五年四月一〇日(本門寺事件⁷⁾)は寺の代表役員であることの確認が求められ、その前提として住職かどうかが争われた事件であるが、判決はこれについても同様に、宗教法人の宗教活動が憲法上保障されているから、その内部に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべきであり、宗教上の教義にわたる事項については裁判所が実体的な審理、判断すべきものではないが、「宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り、前記のような問題につき審理、判断することは、なんら差し支えないところ」であるとする。

これに対して最判昭和五六年四月七日(板まんだら事件⁸)は、創価学会の元会員が、会員当時に行なった募金について錯誤にもとづく贈与の無効を主張して不当利得返還請求をした事案において、「本件訴訟は、具体的な権利

義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものとして認められ、「本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつており認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なもの」であり、法律上の争訟にあたらなかつた。また、最判平成元年九月八日(蓮華寺事件⁹)も、僧籍剝奪処分を受けた者に対する建物寺院の明渡請求について同様に、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であつても、宗教団体内部においてされた懲戒処分の効力が請求の当否を決する前提問題となつており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点をなすとともに、それが宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわつてゐるため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠の場合には」この訴訟は法律上の争訟にあたらなかつた。

以上の検討から、判例の態度は、訴訟物が法律上の権利

義務または法律上の地位であつて、前提問題か教義そのものの解釈などに関わらない宗教団体内部の地位に関する問題である場合には法律上の争訟性を失わないとする反面、請求原因事実などの争点に関する判断が教義そのものの解釈に関わるときには法律上の争訟ではないとするものと解される。

判例の態度に関しては、判例は原則として、まず第一段階として訴訟物自体が「法律上の争訟」と認められるかどうかを審理し、これが否定されれば訴えは不適法却下、肯定できるときに第二段階として争点、前提問題の審理としての処分が手続的に正義にかなつたものであるかどうかを審理して本案判決を下しているとする主張がある。⁽¹⁰⁾ ただしこの見解も、訴訟物自体が法律上の地位である場合でもそれが表面的であれば不適法とした前記板まんだら事件、蓮華寺事件があることから、第一段階の審理に多少の幅があることを認める。他方、板まんだら事件などに着目して、裁判所が中立性を保持するために宗教上の紛争の介入に消極的になつてきているとみる見解も主張される。これに対しては、板まんだら事件判決と蓮華寺事件判決は被処分者が宗教団体内部にとどまることを前提とし、かつ懲戒処分が宗教上の教義、信仰の内容に関わる場合に限定されるも

のであり、他の判決とは事案を異にするとの見解もある。⁽¹²⁾ しかし今回の事件①判決および事件②判決は、被処分者が包括関係から離脱することを前提とする場合にも法律上の争訟性を否定するものであることから、本件判決はこの立場とは異なるのではないだろうか。

四 学説の状況とその評価

訴訟物自体は建物明渡しなどのように法律上のものであるが、その前提となる懲戒処分効力が宗教上の教義、信仰の内容に深く関わる場合において、これを法律上の争訟にあたらないとして訴えを却下した本判決の論法については、従来から紛争解決の必要度、宗教上の紛争の多様性、宗教団体の自治能力などに応じた事案の特殊性から、そのような処理も認めるべきであるとする見解もある。⁽¹³⁾

思うに、この見解が建物の明渡しや代表役員の確認の訴えを却下することは、紛争の解決を裁判外の当事者の自主的交渉などに委ねる趣旨と解される。しかし、紛争の内容が宗教に関わる場合には、その自主的な解決は実際上ほとんど期待できない。建物明渡しの強制執行権限は国が独占しているのであるから、訴えが却下され、建物明渡しが拒否された場合には紛争は解決せず、当事者は自力救済によるしかないことになってしまう。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 当事者の請求が具体的な

権利義務または法律上の地位に関するものであれば、紛争解決のためにそれについて審理し裁判するのは裁判所の義務であり、訴えを不適法として却下することは国民の裁判を受ける権利を害する事態であるといえる。⁽¹⁶⁾ また、個々の事案に即した実質的な判断を認めることは、その不明確さから法的安定性が害されるおそれがあるため、なるべく避けられるべきである。⁽¹⁷⁾ したがって、裁判所は本案判決を下すことを原則とすべきである。

では、本案判決を下すとして、その審理はどのような方法でなされるべきであろうか。この点については、まず宗教上の事項として主張立証できないものは、純法律的に主張責任・証明責任の分配により本案判決をすべきであるとする見解がある（これを以下主張立証責任説または純法律判断Ⅱ本案判決説とよぶ）。⁽¹⁸⁾ この見解は、訴訟物を判断するにあたっての前提問題として裁判所が立ち入れない宗教事項が主張される場合には、法的に理由づける事実の主張がない（主張自体失当）としてこれを排斥し、主張責任を適用して本案判決をしなければならないとする。宗教団体の自律権行使の主張についても、それについて実体的・手続的な要件が備わるときには裁判所はその自律的処分を有効として本案判決をすることができるし、

逆に自律権行使の要件が備わっていないと認定されるときには要件事実に関する証明責任の分配に関する原則を適用して本案判決をすべきであるとするのである。⁽¹⁹⁾

これを本件に即してみると、XらがYらに対して寺院建物の明渡しを求める訴訟の請求原因事実は寺院建物についてのXらの所有権の存在であり、抗弁事実は占有権限、すなわち住職の地位にあることである。その占有権限を失わせる事実である懲戒処分的事实は再抗弁事実となるため、法律要件分類説によれば、懲戒処分権者としての法主、すなわち管長の地位をBが取得した事実についてはXらが主張責任・証明責任を負うことになる。日蓮正宗では法主の選任に関する明文として宗規一四條二項・三項があるため、Bについて宗規一四條二項・三項の要件事実該当する事実が主張・立証されれば、法主Ⅱ管長の地位をBが有していることが証明されたことになる。

しかし、法主の選任に関する明文がない場合などには血脈相承などの宗教事項を主張する他はないが、この見解によればそのような主張ははじめから封じられている。主張・立証責任による裁判は当事者に主張・立証の機会があることを前提とすると考えられるから、主張責任、証明責任によってこれらを断じてXを敗訴させるのは不当と解

(20二2)
される。

次に、主張立証すべき要件事実自体を、「懲戒権限の前提となる法主の選任手続きの正当性」から「団体の自律的決定が関係者間で広く承認されているかどうか」に代え、これが認められるときには、裁判所はその自律的決定をそのまま訴訟物を判断するにあたっての前提として受け入れて本案判決をしてよいとする見解が主張される（これを以下自律決定受容説とよぶ⁽²²⁾）。①事件の反対意見はこの見解にたつ。この見解によれば、Bか懲戒処分権者としての法主、すなわち管長の地位を取得した事実は秘伝と関係する宗教問題であって主張立証できないが、宗教団体には国家から独立した自律権があり、構成員の任免もこの自律権の行使であるから、任免の有効を主張する宗教団体側はその代わりに適正な任免行為がなされたことを宗教団体が団体として承認していることを主張立証すればよいとする。ただし、自律的決定の手続きが公共の福祉、公序良俗に反する場合には、裁判所は事案に介入して本案判決をする。この見解に対しては、要件事実に入れて当該事実についての団体の判断の立証を許すという「立証主題の変更」を行うことについて、法律上の推定を明文の規定なしに認めることはできないこと、団体内部で自律的決定がなされたこ

とをどのように認定するかが不明確であること、裁判所が団体の多数派に加担することになって裁判の中立性を害し、ひいては信教の自由を害することなどの批判がある⁽²³⁾。

さらには、団体内部の手續運営をより実質的に考察して結論を導くべきことを主張する見解がある（これを以下審理過程重視説とよぶ⁽²⁵⁾）。この見解は、本件の要件事実である懲戒権限と懲戒事由の問題について、まず懲戒権限として把握されていた血脈相承の主張を禁じたうえで、これを団体内部でのYらの懲戒手続きと読み替えて争点とする。個々の処分は団体内の手続きを経て多数者が関与した結果、対外的に代表者名で出されるのであるから、これを実質的に見るときは処分者自体よりもその手続きが重要だからというのがその理由である。また、懲戒事由についてはYによるXの代表役員の解任の適法性が問題となるが、これもBの承認の要否のみにかからせるのではなく、承認前後にX内部で意見の調整がなされたかどうかなどの手続きの適正さが問われるべきであるとする。自律決定受容説が、公共の福祉、公序良俗に反する場合には、裁判所は事案に介入して本案判決をするのに対して、この見解はそれでは形式的に過ぎて団体内の多様な利害や意見は圧殺されたままとなるとし、多様な利害関係がある団体内部で、その利害

を調整するための手続きが公正に行なわれたかどうかを団体内部の手続運営の経緯に踏み込んで審理すべきであると²⁶⁾。さらにこの見解は、このような審理方法を支える判決方法として不熱心訴訟追行の考え方を取り入れ、当事者双方または原告だけが宗教事項に固執する場合には訴え却下判決を、被告のみが宗教事項を主張する場合には、請求認容判決を出す余地を認める。

五 検 討

以上の各見解によれば、本件のような事案はどのように処理されることになるのだろうか。要件事実である懲戒権限と懲戒事由のうち、まず懲戒権限に着目すると、法主の選任手続きが明文で定められており、これが証拠によって認定できるものである場合には、証明責任説も、宗規(口蓮正宗でいえば宗規一四条二項・三項)ののっとりて選任されたことが主張・証明されれば懲戒権限を認める⁽²⁷⁾。自律決定受容説も自律結果を受容する要件として不適切な結果を生み出さないだけの適正な団体運営がなされたことを前提として要求するのが有力な見解⁽²⁸⁾であり、これによれば明文に従ったことの主張、証明が必要となる。また、審理過程重視説によっても同様である。この説による場合にはさ

などの実質的な審査がなされることになると思われるが、各節の間にそれほど大きな違いはみられない。

では、明文が存在しないか、存在していても宗教上の事項に関するもので証拠による事実認定が不可能な場合はどうか。証明責任説によればその証明ができない以上、法主の懲戒権限は否定されることになる。自律決定受容説によるときには、認定されるべき事実は宗教団体内部で法主の地位に関して自律的決定がなされたかどうかであるから、団体内で選定結果が存在し、代表者承認の儀式がなされて構成員に広く承認されているなどの事実が認定される場合には、法主の権限が認められる。審理過程重視説によれば、懲戒手続きが公正かどうかをより実質的に審理して決定することになる。

次に、懲戒処分が無効事由として宗教上の教義に関わる事実が主張された場合はどうか。証明責任説によれば、そのような主張がなされたとしても主張自体失当として排斥される結果、裁判所は懲戒処分が有効に存在するとして本案判決をすることになる。自律決定受容説による時も同様である。これに対して審理過程重視説によれば、このような主張は禁止されるとともに、懲戒処分が個々の構成員の意思にもとづくものであるかなどのより実質的な検討が

なされる。

証明責任説が支持できないことは前述した。自律決定受容説と審理過程重視説のどちらが優れているかは微妙であるが、審理過程重視説は手続きの適正さを審査する方法について十分に説明されていない部分がまだ多く、不明確な場合が多い。

思うに、この問題は国民の裁判を受ける権利の保障と、団体の有する信教の自由および結社の自由の保障の調和点をどこに求めるかということであるが、団体の構成員は、具体的な権利義務や法律上の地位が訴訟物となつていない場合には、裁判を受ける権利を保障されると解すべきである。しかし、構成員は、自己の自由な意思にもとづいて当該宗教団体に加入しているのであるから、適正な運営によつてなされた団体の自律的決定に拘束されるのは覚悟すべきである。したがって裁判所は団体と構成員の間の訴訟において、原則として団体の自律的な決定を受容し、これを前提とした判断をすべきことになると考えられる。ただし、団体の自律的な決定によるとした場合にも、それはどのようなものでも許されるというわけではなく、自律結果受容の要件として団体の適切な運営がなされていることが必要である。すなわち、明文の選任規定があり、これが証拠によ

つて認定できるものである場合には、法主がその明文規定にのつとつて選任されたかどうかの審理を裁判所は行なうことができると解すべきである。このような手続きに関する事項は客観的に判断できることから、裁判所の審判権を認めても信教の自由は害されないと解されるからである。⁽²⁹⁾ このような明文がない場合にも裁判所は条理によつて判断すべきであるとの見解も主張されるが、そこまでは裁判所に踏み込んだ判断を認めることは宗教団体の信教の自由を害するおそれがあるのではないだろうか。以上の点から、基本的には自律決定受容説を支持したい。これによれば本件の選任規定は血脈相承という宗教上の教義にかかる事項を対象とするため、裁判所の審判権は及ばない結果、Bが法主であることを前提としてそのほかの点について審理を進め、本案判決を下すべきであると考える。

本件については齋藤哲教授⁽³¹⁾、高佐智美講師⁽³²⁾、本間靖規教授⁽³³⁾の評釈がある。

(1) 民集四三卷八号八八九頁。

(2) 本間靖規「本件判批」私法判例リマックス二六号一七頁参照。本間教授は司法的謙抑が紛争解決にまさる場合にのみ訴え却下を認められ、本件の場合には教義上の正当

性は必須の争点ではなかったことを理由として本案判決が充分可能であったとされる。

(3) 裁判例については、本間義信「宗教団体の内部紛争と民事裁判権」新堂幸司ほか編『判例民事訴訟法の理論上巻』二九頁以下(有斐閣、平七)、井上治典「宗教団体の懲戒処分効力をめぐる司法審査の新たな流れ(上)(下)」判例評論五一〇号一八〇頁以下・同五一号一八〇頁以下参照。

(4) 大阪高判昭和四〇年七月一二日高民集一八卷四号三六四頁。

(5) 民集二三卷八号一四二三頁。

(6) 民集三四卷一号一頁。

(7) 判例時報九七三号八五頁。

(8) 民集三五卷三号四四三頁。

(9) 民集四三卷八号八八九頁。

(10) 新堂幸司「審判権の限界」新堂幸司ほか編『講座民事訴訟第二巻』一〇頁(弘文堂、昭五九)

(11) 中野貞一郎「司法審判権の限界の確定基準」三二八頁『民事訴訟法の論点II』(有斐閣、平一三)。

(12) 井上・前掲注(3)判例評論五一号一八二頁。

(13) 新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権」新堂幸司編『特別講義民事訴訟法』一九一頁(有斐閣、昭六三)、本間靖規「判批」龍谷法学一八卷一号七七頁。

(14) 高橋宏志「審判権の限界」『重点講義民事訴訟法』二九二頁(有斐閣、新版、平一二)。

(15) 井上・前掲注(3)判例評論五一〇号一八四頁は、住職が定まらないために寺院建物の管理などが一切できず、長期間にわたって荒れるにまかされている事実などを指摘する。

(16) 伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」判例タイムズ七一〇号一二頁。

(17) 高橋・前掲注(14)二八八頁。

(18) 中野貞一郎「判批」別冊ジュリスト七六号一〇頁、同「判批」判例タイムズ七〇四号七六頁、同・前掲注(11)三四頁、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」判例タイムズ八二九号四頁、宮川聡

「判批」判例時報一五一八号二〇八頁。

(19) 中野貞一郎「憲法と民事訴訟」一一頁『民事訴訟法の論点I』(有斐閣、平一六)。

(20) 安西明子「宗教団体紛争における本案審理の手法」福岡大学法学論集四三号四号三三八頁、井上・前掲注(3)判例評論五一号一八五頁、松本博之・上野泰男『民事訴訟法』五七頁(弘文堂、第二版、平一三)。

(21) ただし、これに対しては、血脈相承とは、当代法主による次期法主の選定行為であるから、その事実的側面は証拠による認定が可能であり、この事実的側面に限って判断

することは教義に立ち入ることにならないとする主張がある。竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報三六号五六頁、中野・前掲注(18)判例タイムス七(四)号一三頁、坂原正夫「判批」法学研究七四卷一号一七四頁もこの可能性を示唆する。

- (22) 新堂・前掲注(13)一六六頁、同・前掲注(10)一頁、松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟」民商法雑誌九四卷二号二三四頁、同「民事訴訟による司法審査の限界」竜巖選脣『紛争処理と正義』一頁(信山社、昭六三)、安武敏夫「宗教的判断事項に関する一考察(上)」判例評論三二五号一六四頁、高橋・前掲注(14)二九二頁。

- (23) 坂原・前掲注(21)一七三頁。
 (24) 安西・前掲注(20)三三九頁。
 (25) 安西・前掲注(20)三三九頁、井上・前掲注(3)判例評論五一号一八五頁。
 (26) 安西・前掲注(20)三三三頁。
 (27) 中野・前掲注(11)三四二頁。
 (28) たとえば新堂・前掲注(13)一九四頁。
 (29) 竹下・前掲注(21)三二頁参照。ただし竹下教授自身は、裁判所か実体面を審理する場合を認める。
 (30) 前掲注(7)の本門寺事件判決がこの見解をとる。
 (31) 法学セミナー五七号一一一頁。

- (32) 法学セミナー五七号一一六頁。
 (33) 本間・前掲注(2)参照。

河村 好彦